

税の申告が始まります

確定申告

問い合わせ◆
所得税・贈与税・消費税について
海田税務署 ☎8233-2131

所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの過去1年間に生じた所得金額と税額を計算し、源泉徴収や予定納税で納めた所得税額を精算する手続きです。

平成29年分所得税および復興特別所得税の確定申告期間

2月16日(金)～3月15日(木)

個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告の相談・申告書の受付

4月2日(月)まで

●**公的年金などを受給している人の確定申告について**

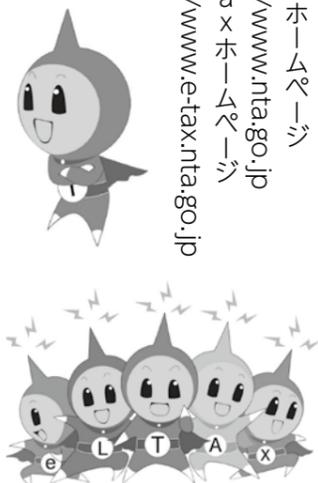
・公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、所得税の還付を受ける人は、申告が必要ですが、確定申告が不要の人でも、町・県民税の申告が必要な場合があります。

●**申告書の作成・提出は郵送、またはe-Taxで!**

申告期間中の申告会場は大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、確定申告書などを作成することができ、印刷して添付書類とともに郵送などで提出できます。

また、「国税電子申告・納税システム(e-tax)」は、1月15日から3月15日まで24時間利用できます。

・国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
・e-taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



●**申告・相談会場**

○海田税務署・NTTクレドホール

受付◆2月16日～3月15日(土・日曜日を除く) 9時～16時

※還付申告については、2月15日以前でも申告書を税務署に提出できます。

○役場1階ロビー

受付◆2月16日～3月15日(土・日曜日を除く) 8時30分～16時

※申告相談期間前半(2月中)は混雑が予想されますので、時間に余裕を持って来場してください。

※役場では次の内容の相談は受けられません。税務署での申告相談を利用してください。
・申告の種類が【青色・分離・損失・修正】のもの、
・事業所得、譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除適用の1年目、平成28年分以前の確定申告



申告に必要なもの

①所得金額を証明する書類(源泉徴収票(原本)、収支内訳書など)

②控除を受けるための書類(生命保険の控除証明書など)

③医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(領収書を病院、個人ごとに集計したもの)

※医療費控除の明細書を提出することで、領収書の提出は不要となりました。ただし、領収書は、申告期限から5年間自宅で保管する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)また、平成29年分確定申告に国民健康保険および後期高齢者医療広域連合発行の「医療費のお知らせ」は、被保険者またはその被扶養者などが支払った医療費の額の記載がないため、医療費控除の明細書として使用できません。



※セルフメディケーション税制(医療費控除と併用不可)を選択される人は、セルフメディケーション税制の明細書と、健康の保持増進および疾病の予防への取組み(特定健康診査、予防接種等)を行ったことを明らかにする書類(検診の領収書・結果通知表、予防接種の領収書・予防接種済証)

④印鑑

⑤本人名義の通帳(還付がある場合)

⑥本人確認書類

・マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている人は、マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)ができます。
・マイナンバーカードを持っていない人は、番号確認書類(通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなど)と、身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)の両方が必要となります。

※①～③は平成29年中のものに限る。

町・県民税の申告

問い合わせ◆
税務課 ☎8233-9204
☎8233-9627

この申告は、町・県民税や、国民健康保険税などを算出する基礎となる大切なものです。未申告の人には、保育所への入所、公営住宅への入居、授業料の軽減などの手続きに必要な所得の証明ができなくなりますので、忘れずに申告してください。

●**申告が必要な人**

・平成30年1月1日現在、町内に住所がある人で、平成29年中に所得があった人
・無収入で、税法上の被扶養者でない人
・遺族年金・障害年金などの非課税所得のみの人

●**申告の必要がない人**

①所得税の確定申告をした人
②給与や公的年金などの所得者で、支払者から町に支払報告書が提出されており、それ以外の所得がない人
※②に該当する場合でも、所得控除(医療費控除など)を追加で受ける場合は申告が必要です。

●**申告・相談会場**

○役場1階ロビー

受付◆2月16日～3月15日(土・日曜日を除く) 8時30分～16時

